

# 令和元年10月から小規模な飲食店にも 消火器具の設置が義務となりました！



**改正前**

飲食店は延べ面積150㎡から消火器具の設置が必要



**改正後**

原則として  
飲食店は延べ面積に関わらず  
消火器具の設置が必要

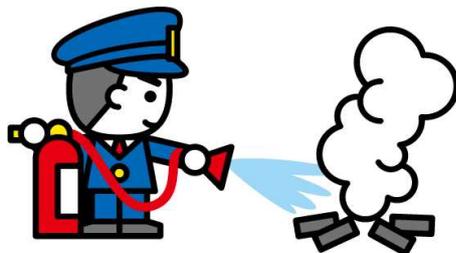
ただし、次のいずれかに該当する場合は、設置の対象となりません。

- 火を使用する設備又は器具を設けていない場合（IHコンロのみの場合など）
- 火を使用する設備又は器具に**油過熱防止装置**を設けた場合
- 火を使用する設備又は器具に**自動消火装置**を設けた場合
- 火を使用する設備又は器具に危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置を設けた場合（カセットコンロに設けられ、加熱によるカセットボンベの圧力上昇を感知して自動的にボンベを外す装置いわゆる「**圧力感知安全装置**」が設置された場合など）

設置が義務付けられた消火器具は、6ヵ月ごとに点検し、その結果を1年に1回所定の様式で延岡市消防本部予防課に報告が必要です。

消火器の点検報告には、総務省消防庁作成の「消火器点検アプリ」が便利です。

「App Store」や「Google Play」で **消火器点検アプリ** と検索。



延岡市消防本部  
予防課予防係  
TEL:0982-22-7101

